

出土遺物

この遺跡からは陶磁器、瓦、
簪、鎧金具、木製品といった、
様々な遺物が出土しています。



①陶器の碗 ②磁器の碗 ③灯明皿 ④蒔絵が描かれた漆器片 ⑤櫛 ⑥土鈴 ⑦土人形(縮尺不同)

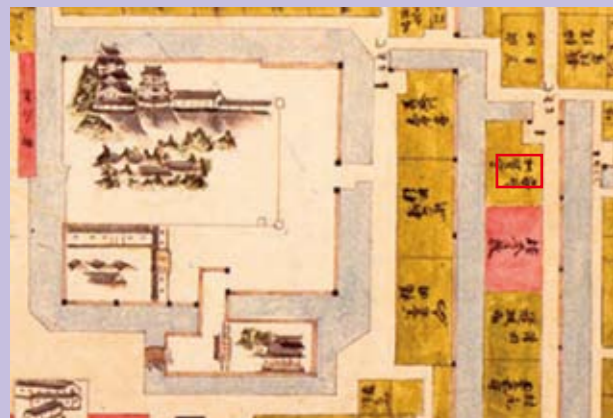


表裏に文字が刻まれた焼き物の印。何に使われたのか関心が持たれます。(写真は実物大)

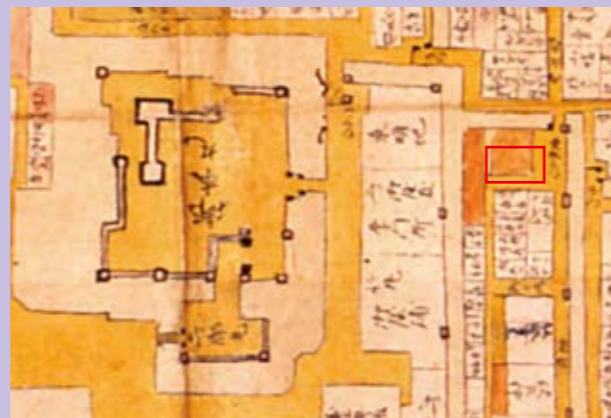
この遺跡のある場所の江戸時代の様子

絵図にみる区画の変化

この遺跡のある場所は、広島城の東側の中堀と外堀の間に当たります。江戸時代の広島城下を描いた絵図をみると、この場所一帯の武家屋敷地や道路の配置が、江戸時代中頃以前と以後とは大きく異なっています。これは、宝暦の大火で御用屋敷が焼失したことをきっかけとして行われた区画変更によると考えられます。(下の図の赤枠内がこの遺跡のおよその位置です)



区画変更前。広い屋敷地でした。
(「寛永年間広島城下図」: 広島城蔵)



区画変更後。屋敷地が縮小され、道が通されました。
(「芸州広島之図」: 山口県文書館蔵)

年表

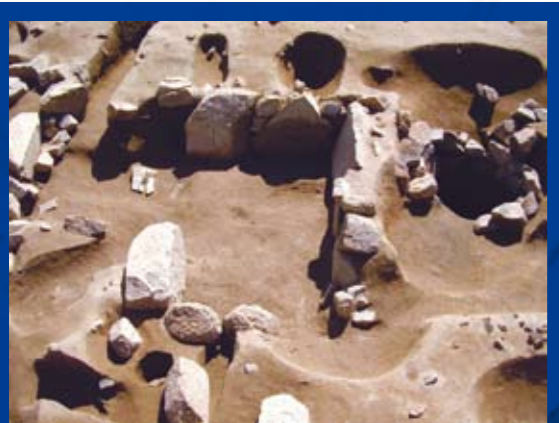
| 年 代 | 事 項 |
|-----------------|---|
| 天正17(1589) | 毛利輝元により広島築城開始 |
| 慶長5(1600) | 関ヶ原の戦い後、毛利輝元にかわり福島正則が広島入封 |
| 元和5(1619) | 福島正則が改易され、浅野長晟が広島入封 |
| 寛永(1624~43)年間 | 高禄の武士が住む広い屋敷地となっている(「寛永年間広島城下図」) |
| 宝永7(1710).6 | 旧西尾十兵衛の屋敷を御用屋敷(大目付や諸奉行らが政治について定期的に協議・裁決を行うところ)とする |
| 享保6(1721).12.21 | 御用屋敷における協議の指針を説いた御用屋敷壁書が出される |
| 寛保3(1743).10.30 | 事務簡略化のため、御用屋敷の定期集会在廃止される |
| 宝暦6(1756).10~12 | 御用屋敷に勘定所が置かれる |
| 宝暦8(1758).4.4 | 宝暦の大火で御用屋敷が焼失する |
| 寛政(1789~1800)年間 | 屋敷地、道路となっている(「芸州広島之図」)。以後、この区画に変更なく幕末に至る |

第26回青空ミュージアム in

広島城跡 法務総合庁舎地点

(中区上八丁堀所在)

原爆を乗り越えて再生した広島。
にぎわう街並みの下に、
「もう一つの広島」
が、しずかに眠っています。
それは、現代の礎となった近世都市広島。
生まれ変わったゆえにかすむその姿へ、
今、時の扉が開きます。



方形に組まれた石列と、円形に石を積んだ遺構が隣り合って発見されました。



黒と褐色の層が縞状に堆積した巨大な穴。築城期の陶器が出土。

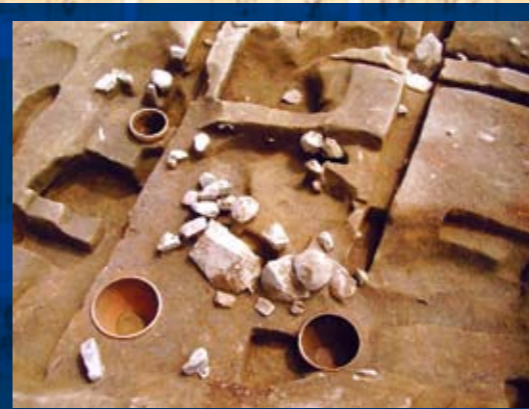
これまでの調査で 確認した遺構

この遺跡の所在地は広島城内に当たります。

これまでに、石列、井戸、溝、ゴミ穴、池、埋甕など、数々の遺構を確認しました。

また、江戸時代中頃の火災の痕跡を確認しました。これは、当時この一帯に所在した御用屋敷(政治について協議や裁決を行うところでした)が、宝暦8(1758)年の大火で焼失したという記録と一致するものです。

ここでは、遺構の一部をピックアップして紹介します。



池と考えられる遺構。底に埋まった3個の甕は、魚が寒さをしのいだり、池の水を汲み上げる際、ひしゃくを入れるためのものと考えられます。

広島城下を襲った 大火の爪あと

調査区の西半には、厚さ約10~15cmの炭や焼土からなる層が広がっていました。また、炭や焼土とともに陶磁器や瓦などを捨てた穴が処々で確認されました。これらの陶磁器の年代から、それらは今から約250年前の宝暦8(1758)年、城下町広島の東半の大部分を焼いた「宝暦の大火」の生々しい爪あとと見られます。



この大火の痕跡が発掘調査で確認されたのは初めてです。
●宝暦の大火の被災範囲(矢印の先が遺跡の位置)
(「宝暦八年大火の図」:「広島史市」第二巻より)

(東)



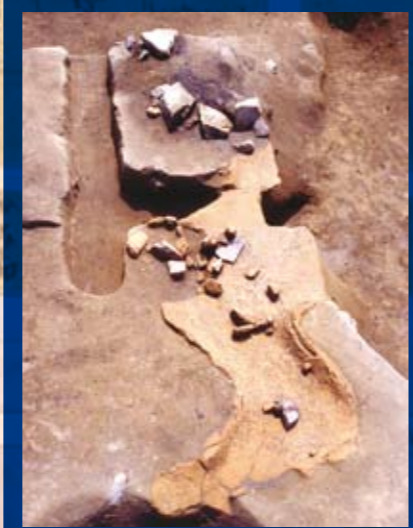
(西)



大きな石を溝状に配列した遺構。江戸時代初期の陶磁器が多量に出土。



方形にめぐる溝の底に、石や陶磁器がびっしり敷かれた遺構。柔らかい地盤に建物を建てるための基礎と考えられます。



漆喰で作った小さな池と考えられます。金魚などを泳がせていたかも知れません。



井戸は数多く見つっています。その底からは今も水が湧き出します。



火災による焼土のひろがり(一部)



炭と赤い焼土が混じった層。火災のすさまじさを物語ります。



火災で生じた大量の炭や焼土を処理した穴の断面。